

英國と羅馬法 (上)

戸 倉 廣

緒 論

第一節 ローマンブリテン時代

第一項 ケーザルのブリテン遠征の結果

第二項 羅馬のブリテン征服及び占領

第三項 ブリテンの羅馬化と羅馬法の影響

第二節 アングロサクソン時代

第一項 アングロサクソン族の基督教改宗と羅馬法

第二項 アングロサクソン時代の立法

緒 論

羅馬人と英國人とは、現今存在する二大法律體系を産み出した。之等二大法律體系は共に、其の當初に於ては之等法律の基礎を作りたる人々が夢想だになかつたであらう所の、廣大なる領域に勢力を有することゝなつ

た。此の點に於て羅馬法と英法とは世界に並び立つものである。①前者は二千有餘年の昔、伊太利の一都市に源を發し、其の後幾多の變遷改良を経て、現今は種々の形相をなしてゐる。而かも獨特なる性質の下に尙ほ潜在的勢力を有するものである。後者即ち英法は、質朴なるゲルマン民族一團の粗野なる慣習より發生し、之が第十一世紀英國に渡りたるガリヤ化せるノルマン人の正確な知方に依りて精練されたものである。②之等二大法律體系の間に何等か關係があつたか、換言するならば、羅馬法は英國法に對し何等かの影響を與へたか？若し影響を與へたとするならば、それは如何にしてなされたか？之實に興味

ある問題である。

羅馬法は二千年前に存在せし伊太利の一都市のみの法律であつた譯では無く、尙ほ又羅馬帝國のみの法律であつたわけでも無い。羅馬法は、地方的慣習或は教會の權力等に依り多少の變革を蒙つたとは云へ、實に中世時代を通じての唯一の法律體系であつた。而して殆ど總べての近代歐洲諸國の法律の基礎をなしたものである。^③中世に於ては、古代研究に依りて發見された總べての知的產物の中で、羅馬法ほど有益なものは他に無かつた。勿論其のはじめは、教會の神學等の爲に妨害されしことはありしも、終には眞に精通さるゝに至り、中世思辨の殆ど唯一手段及び方法とさへもなつた。^④實に羅馬法の思想は枯渇するどころではなく、正に其の反對に大なる感化力を有するものであつた。^⑤さればイエーリング(Jeering)が「羅馬は世界を三度征服した。第一回は武力に依り、第二回は宗教に依り、而して第三回は法律に依つた」と言うてゐるのは至言である。

斯く羅馬法が世界を征服したと言う以上、英國も亦何

等か羅馬法の影響を受けてゐる筈である。然るに古來英國の島國的因習にとらはれたる主張は、英法は全然民族的の產物であつて羅馬法には何等負ふ所が無いと云ふ、然し幸にも此の主張は次第に認められなくなつて來た。過去數世紀間に渡つて勢力を有して居つた此の無知と偏見も、今や英法が羅馬法に負ふ所大なること、及び羅馬法の知識は英法それ自身の知識であると云ふ事實を、曲解することは不可能となつた。^⑦今や宗教的偏狹も羅馬法が、歐洲大陸諸國の法律に於けると同様英法にも混入してゐると云ふ事實を曖昧にはしない。歐洲大陸には羅馬法が繼受され存在したが、英國だけは例外であつたと言ふのは歴史的事實に反するものである。^⑧今やメートランド(F. W. Maitland)及びポロック(Sir. F. Pollock)兩氏の研究がなされて、英法が羅馬法思想から全く獨立して發達したと云ふ説は論破された。^⑨

兎も角英國又は英法が羅馬法の影響を受けた事は眞實で、而かも其の影響が相當大きかつたと云ふ事も眞實である。具體的に英法の基礎が羅馬法からなつてゐる條項

を示すならば、遺言・遺産・人及び法人・契約・結婚・相續・財産・物等に關する法理、及び商事殊に海法の如きはそれである。⑩之等は直接又は間接に羅馬法の影響を受けたる事大なるものである。又彼の英法の特徴とも言はれる衡平法(Equity)の如きも、其の基礎的觀念及び其の發達の上に、羅馬法の少からざる影響を受けてゐる事は殆ど争ふ可らざる事實である。⑪何は兎もあれ英法は羅馬法の大なる影響を受けたが、而かも尙ほ英法は其れ自身の獨特な形象と精神とを持つてゐる。⑫之英國に於ける羅馬法繼受が、大陸殊に獨逸に於けるが如き、羅馬法典の採用とも見る可き繼受とはは大いに異り、同時に又制限されてゐたが爲である。即ち英國にては、只羅馬法の原理或は用語のみを其の法律に取り入れたに過ぎない。⑬

なる法律であつた。⑭何はさて、羅馬法は實質的に又思想的に英國に輸入されたのである。それ故に『全體として羅馬法が英國に及ぼした影響を』「デグレス」「「ドグレス」」又は「「デックス」勅令集」(Code)の各條項に照し合せて測定することは不可能である。若し羅馬法の影響を觀察せんとするならば、寺院法(Canon Law)等の中に存する法諺の研究をするのが良い。羅馬法が如何に英國の法律思想を發達せしむることに貢獻したかを究めることが、英國に於ける羅馬法繼受の性質及び其の範圍を最も明らかにするものである。而して英法原理に對する羅馬の影響は大なるものであつた。英國の裁判官及び法律案起草者は、多くの事項に就いて羅馬の先人から教示を得た。其の思想の交はりには英の法律家に於ける程顯著なものは他に見當らない。即ち彼等は只單に羅馬法を模倣するのでは無くして彼等自身の進路を開かんが爲に羅馬法から其の教示する所を借用したのである。⑮

斯くの如き實質的な、羅馬法思想の影響を説明するには如何なる方法が良いかと言ふに、上述の如く形式的に

各條項を比較するも、全體的なる影響を測定することは不可能である。勿論羅馬法と英法とを形式的に一々比較して見るならば、如何なる點が羅馬法其のものゝ採用であり、何れの部分が羅馬法の精神を繼承したのであるかは大略判明しよう。然しそれは繁雜にして、而かも思想繼承の如き實質的内在的なる問題に關しては、割合に一般的概念が獲得し難い。されば之を究明するには、歴史的研究方法に依り、羅馬と英國との歴史的關係を明らかにするのが最も適切であり且つ根本的である。

- 註1) Bryce, J. *Studies in History and Jurisprudence*, Vol. I, p. 85.
- 2) Bryce, op. cit. p. 143
 - 3) Roby, H. J. *Roman Law*, p. 53.
 - 4) Taylor, H. O. *The Mediaeval Mind*, Vol. II, p. 281.
 - 5) Sherman, C. *Roman Law in the Modern World*, Vol. I, p. 1.
 - 6) 此の方面の代表的人物は Sir Thomas de Littleton (1407—81); Sir Edward Coke (1552?—1634); Sir Matthew Hale (1609—76) 其の他
 - 7) Sherman, op. cit. p. 8, p. 344.
 - 8) 9) 10) Sherman, op. cit. p. 344, p. 360, p. 8.

- 11) Roby, op. cit. p. 53.
- 12) Sherman; op. cit. p. 8.
- 13) Bryce, op. cit. p. 143.
- 14) Sherman; *The vocation of America for the science of Roman Law*, cited by Sherman.
- 15) Vinogradoff, P.; *Roman Law in mediaeval Europe*, pp. 104—105.

第一節 ローマンブリテン時代

(紀元前五年から紀元後五世紀迄)

ローマンブリテン (Roman Britain) に羅馬法が如何なる程度に輸入されてゐたかは不明である。ローマンブリテン時代は英國の法制史上に於ける推察の時代であるから、其の輸入程度を確定する事は不可能である。然し推察の時代とは言へ、少くとも羅馬の法律思想が輸入されたと思惟することは諸種の事情から綜合して可能である。尤も此の時代の法律に關する纏つた記録其のものには無いが、然し其の他の記録、遺物、遺跡或は歐洲大陸との關係から推察して、此の時代にも羅馬の法律思想が相當輸入されてゐたと見做すことが出来る。而して羅馬はブリテ

ンを武力に依りて征服したるもの故、此の時代は羅馬法思想が主として武力に伴つて將來されたものである。プ
ライス卿の所謂『羅馬は其の法律を征服に依つて——其
の勢力擴張に依つて——擴張した』と云ふ言葉は、此の時
代の羅馬法思想輸入に就いて述べたものである。

以下羅馬とブリテンとの關係を記述して、ローマン
ブリテンに羅馬法が輸入されて居つたと見做す可き事實
を説明することとする。

註1) Matland: The Collected Papers, Vol. II, p. 418.

2) Bryce: op. cit. p. 87.

第一項 ケーザルのブリテン遠征の結果

(前五五—後四三)

ケーザルのブリテン遠征(西紀前五五年及び同五四年)
の價値は兎角疎略にされがちである。然し其の結果の重
要なる點よりして其の價値は重んじて然る可きである。
何故なればケーザルは假令其の目的を達しなかつたにし
ろ、羅馬の爲に一ツの國を展開したからである。而して
其の國が征服さる可き事を示して、之が征服の途を開き

惹いては英國史發展の經路を新しき一ツの方面に向けた
からである^①。即ち羅馬とブリテンとの交渉の路を開いた
功績は大とす可きである。

此の時代のブリテンの事情を知るにはストラボ(Strabo
Do.)やディオドロス(Diodorus)の記録よりは、寧ろ第十
九世紀に研究されたるブリテンの貨幣の系統的分類に就
いて學ぶを良とする。貨幣を研究すれば、ケーザルがブ
リテンを去つてよりクラウディウス(Claudius)の侵入に
至る迄の、政治史の經緯の大體を辿り得る。故に此處に
少しく貨幣に就いて述べる要がある。當時の貨幣には銀
貨、銅貨、青銅貨、錫貨等があつたが、之等は主として
ブリテンの東南部の地方から多く發見される。紀元前三
十年頃からの、新しい貨幣の大部分はそれ等の鑄造され
た地方の君主又は民族の名が記されており、時には其の
町の名が附されてゐる。而して多くの貨幣は Verulamium
とか Camulodunum 等の地に於て鑄造されたといふのは
當時之等の地が南部ブリテンの政治的中心地をなしてゐ
たことを證するものである^②。尙ほ此のことは、ブリテン

の北西地方が頑強な保守的地方であつたのに對し、東南地方が羅馬のブリテン征服に依つて、羅馬化したる第一のものであつたと云ふ結論を齎すものである^④。嘗てケーザルの敵たりし Cassivellannus 朝の Tasciovanus は紀元前三十年頃に即位したのであるが、此の君主の初期の貨幣は純ブリテン風であるのに對し、其の晩年(紀元前三十年以降)の貨幣の中にはアウグスツスの貨幣を模倣したものがあつた^⑤。又彼の王子 Epaucicus 及 Cunobelinus(シエークスピアの劇中に Cymbeline として取扱はるゝ人物)の貨幣を観るに、前者のそれには“TASC. FIL.”と云ふ羅句語の抄略銘がある。之は言ふまでもなく“son of Tasciovanus”の意である。而して後者 Cunobeline の銀貨、銅貨は羅馬文化の顯著なる影響を受けたことを示してゐるが、其の多くは羅馬人か又は羅馬の黨閥を受けた技術家に依り考案されたものに相違ない。同時に又彼の貨幣は、其の父王の貨幣と共に、羅馬の神話がブリテンに入つたことをも證明してゐるものである。何は兎もあれ羅句語は造幣用語であつた。^⑥而して一方羅馬の銀貨

は、其の質純良なるがため南部ブリテンでは喜んで用ひられた。又 Archaetes の君主 Cominus の王子達は、其の統治してゐる領域(但しケント州は例外)に於てブリテン式の貨幣を鑄造することを停止せしめた。之は其の地方の住民がガリヤ人と通商してゐたので、彼等がガリヤ人の如くに羅馬の貨幣を使用し始めたからである。之等の事情に依りて、ブリテンと羅馬とが餘程密接となつたことは了解するに難くない。要するに當時の『ブリテンの貨幣は、羅馬の思想がブリテンの文化に如何に深く滲透してゐたかを示す』^⑦と同時に、ブリテンとガリヤとの通商ありし事を證するものである。

貨幣に就いては大體以上の如くであるが、之を二三の人物に就いて、如何にケーザルの遠征がブリテンに羅馬の影響を與へたか、又羅馬との關係が如何に爲りしかを少しく述べてみることにする。Tasciovanus を初めとして Epaucicus; Cunob. line; Cominus 及び其の王子等が、或は其の政策に或は其の貨幣鑄造に於て、彼等が羅馬の感化を受けた事は既に述べた所から推定される。只此處に

注意す可きは“Monument of Ancyra”にあるアウグスツスに關する簡單なる記事である。即ちそれに依ると、Cunobelinus が Trinovantes を征服したる時、ブリテンの二君主が羅馬に援助を求めた。彼等の名前は、碑文には“DVANOVELLAV”と“TINI”と書いてあるが、前者はブリテンの貨幣には“Dubnovellanos”と綴られてゐる。後者即ち“TINI”の名前は別に貨幣には見出されざるも、Commius の王子にして後に王となれる Tincommius のことと思はれる。此の二人の王が羅馬に逃れて援助を求めたと云ふ事實は、羅馬の皇帝を保護者と思つたのであり、羅馬を憧れたのであつて、羅馬がブリテンに與へた影響の大なるを知るに足る。然し羅馬皇帝に敬意を表したブリテンの君主は只に上述の二君主のみでは無かつた。ストラボの言ふ所に依ると『此の時代には多くのブリテン君主が使者を遣はし、又は自ら奉仕して羅馬皇帝アウグスツスの好を得、或は羅馬のカピトルに獻納物を捧げた。殆ど全ブリテンは羅馬と親密になつた』之等諸君主の中には疑もなく、先に言及した Cmo-

belinus も入つてゐる。一體彼はアウグスツスに依つて教導される所があつたとジェフリ(Coedfrey of Monmouth)が記述してゐるが、之は信するにたる。尙ほジェフリの言ふ所に依ると Cunobelinus は自發的に羅馬に對して入貢することを怠らざりしもの、如くである。若し此の事が眞實であるとすれば、彼の入貢はアウグスツスの精神的庇護に報ひんが爲であつたに相違ない。而して此の關係はチベリウス帝の治世中迄も何等變更さるゝことも無く繼續された。以上の外にアウグスツスがブリテン遠征を企圖しながらも、終にそれが實行されなかつた一原因は、當時のブリテン人が餘りに従順にして征服の必要が無かたからである。之等の事實は、當時如何にブリテンが羅馬の感化を受けて居つたかを如實に物語るのである。

之を要するにケーザルのブリテン遠征は、羅馬化せるガリヤ人とブリテン人との間に於ける通商を刺戟した。又それに依りてブリテンを羅馬の影響の下に齎らし、惹いては、擁護又は援助を必要とするブリテン君主をして

羅馬皇帝を擁護者として尊敬せしむるに至つた。而してブリテン内に在つては、Comnis 及び其の王子達がテムズ河以南の東部地方の覇者となつて羅馬との關係は一層密接となつた。其の後、彼等は Cassivellannus 一族のために壓倒され、終には衰滅に歸せしめられる。然し此の野心多き Cassivellannus 朝の下に、嫉妬と恐怖とが惹起され、聽てブリテンに内亂が起つて羅馬のブリテン征服の導火線となる。而して羅馬の影響は更に大となるのである。⁽¹¹⁾

註1) 2) Holmes, R; Ancient Britain and the invasions of

Julius Caesar. pp. 355—56, p. 358,

3) Evans; Coins of ancient Britons, cited by Holmes, p.

358, p. 362.

4) Holmes; op. cit. pp. 360—31.

5) Evans; op. cit. p. 361.

6) Holmes; op. cit. pp. 361—69.

7) Comnis は當時南部ブリテンに在りて Cassivellannus と對立して居つた。嘗つてケーザルがブリテンに遠征せし時、隨伴した者である。後 Archautes の君主となつた者である。

8) 9) 10) Holmes; op. cit. p. 358, p. 358, p. 353.

11) 彼の貨幣は恐らく彼が統治してゐたと思はれるケントに於て發見された (Holmes)

12) Holmes; op. cit. pp. 363—64.

13) Dubnovellannus は Trinovantes から Cunobelinus に追はれたのであり、Tincomnis は彼と丁度同じ様な境遇にあつたので之に同情したのである。此の事實は Tincomnis の貨幣に "TIN" と "DV" の兩者の抄略名があるに依りても亦證明される (Evans)

14) Holmes; op. cit. p. 369.

15) Evans; op. cit. p. 362.

16) Holmes; op. cit. p. 369.

17) Mommsen, Th; The Provinces of the Roman Empire (Dickson's translation) p. 172.

18) Holmes; op. cit. pp. 371—72.

第二項 羅馬のブリテン征服及び占領

(紀元四三年—第五世紀)

ケーザルのブリテン遠征に依つて羅馬とブリテンとの交渉の途は開かれ、ブリテンは羅馬の影響を大いに受けることとなつた。而して一方ブリテン内に在つては、飽く事なき Cassivellannus 朝の野望のために内亂が起り、羅馬のブリテン征服の原因となつた。又ケルト族のブリ

テンを、征服されたるも同じケルト族たるガリヤの直ぐ近くに獨立させておくこと云ふことは、不自然であり且永遠の安然を期し得ない。之等の點からして羅馬の政治家達はブリテン征服を缺く可らざるものとした。^①

此の征服の直接導火線となつたものは、羅馬に幾分從屬して居つた Cunobelinus が其の統治の領域を擴張して羅馬の保護から自身を解放した事である。^②而して一方クラウディウス帝が即位した年、若しくは其の翌年、此の Cunobelinus 王が崩じ、其の二王子 Caratacus と Togginus とが後を繼いで即位した。之が爲 Bericus (クノベリヌスの子供なるか否かは不明) なる一王子は追放された。彼は羅馬に至り、彼も亦王位に即き得るやうに援助を求め且哀願した。クラウディウス帝は Bericus の願望を聽許し、ブリテン遠征を決定した。此の遠征は名目に於て Bericus を即位せしむる爲であるが、實は征服が目的であつて、之が彼の紀元四三年のブリテン征服となつたのである。^③此の征服は成功であつた。從來君主達に領有されてゐたブリテンの各地方に、征服者たる羅馬

人は彼等自身の自治制を輸入した。而して第一代の羅馬總督たるプラウティウス (Aulus Plautius) ^④の時代に於てさへも既にハンバー河に至るまで羅馬の勢力範圍となつた。ブリテンには征服後諸種の鑛業が起り、又羅馬の商人或は諸種の工人が入り込んで來た。至る所に羅馬の法制が施かれ、只に租稅徵兵の制度のみならず恐らくは商業交易に關する規則までも施かれるやうになつた。^⑤

此の最初のブリテン征服の成功後と雖も、幾多の困難否危険が被征服民のみならず征服者たる羅馬人にも追つて來たことは事實である。殊にブリテンの西部は羅馬人にとりては最も危險なる地方であつた。現今コーンウォールと呼ぶる、南西部は古き民族性を保持してゐた。又ウェールズの南部に居りし Silures 人及び北部に居りし Ordovices 人は激しく羅馬の駐屯軍に反抗し、實にモナ島 (Mona 現今のアングルシー島) は民族的宗教的反抗の中心地であつた。然し第二代の總督たるスカブラ (Publius Ostorius Scapula) に依つて之等の地方に三個の軍團 (Legions) ^⑥が置かれ、之等民族の反抗を鎮壓した、其の後有名

な將軍フロンティヌス(Sextus Julius Frontinus)に依り Sittre 人は羅馬の支配に服せしめられ、續いて更に有名なアグリコラ(Gnaeus Julius Agricola)に依つて頑強なる Ordovia も終に征せられ、七八年にはモナ島も占領された。^⑧

アグリコラ(在英七八—八四年)は七八年ヴェスパシアンヌス帝に依り代官(legatus)に任ぜられた者で、恐らくローマンブリテンに於ける最も偉大なる統治者であつた。^⑨ 彼はブリテンの西部に於て大なる征服事業を遂行した後北部の征服に着手した最初の將軍である。即ちクラウディアウスのブリテン征服後、ブリガンテスを中心勢力地として尙ほ羅馬に對して反抗の氣勢を示してゐたブリテン北部の征服に従事した。彼は此のために海軍を建設し、之を用ひてタバ(Tava or Tavy)の河口即ちバース及びグンデーの地方に到る迄の間、至る所にて反抗者を破り、或は所々に壘壕を築いて彼等を征服した。^⑩ 斯くの如き大なる征服事業を完成したる後、彼は其の統治の方法に改良を加へ、土着民の人心收攬につとめた。殊に財政の改

革を行ひて島民の苦痛を救濟した。當時島民を苦しめた重税に、tributum(金錢に依る一種の課税)とVannona(軍隊に必要な穀物を初めとする種々の徴收)との二つがあつたが、之等も彼の手に依つて軽減された。尙ほアグリコラは、富裕なるブリテン人をして都市に住せしめ、社寺、市場、公共建築物等を建設せしめて都市政策をなすと同時に、一方に於ては主要民の子弟を集めて雜句語を以てする教育を施した。^⑪

アグリコラの大なる征服事業も、尙ほブリテンの最北部までは安定することが出来なかつた。故にそれ以後の軍事は、此の北境を警備し整頓するにあつた。エボラカム(Eboracum)は實に軍事的中心地として殘存した。アグリコラに依つて占領された廣大な領域は要塞を備へて保持されたのであるが、其の要塞は實に後陣本部の哨兵の役をもなしたのである。レギオン(軍團)以外の軍隊は殆ど全部此の方面に用ひられた。而して防備事業の最大なるものは、一二〇年に築かれたハドリアヌス帝の城壁(Vallum Hadrian)である。此のものは西はソルウェー河

口より東はタインの河口に至るものにして、其の長さは約七十哩に及び、兩側には防禦工事が施された一種の軍用道路である。即ち此の城壁に添つて哨舎(Camp)屯營(Mile-castle)及び櫓(Turret)の三種の防禦工事を施した城砦が多く散在した。其の守備隊として一萬乃至一萬二千の兵を置き、爾來ブリテン北部の軍事的活動の基をなしたものである。其の後アントニウス・ピウス帝(一三八—一六一)に依つて、此の城壁の北方五六十哩の所に約半分の長さの城壁がフォース河上よりクライドの河口を結んで建設された。此の城壁は其の後セヴェルス帝に依り一層堅固なものとされた、^⑩此の城壁がピウス帝に築かれた當時には、之等二つの城壁の中間に位する地方は疑もなく羅馬の支配下にあつた。^⑪

實はハドリアヌス帝以後と雖も、尙ほ征服されざるブリテン人との間に幾多の戦が交へられ、城壁の破壊されたることもあり、之等二つの城壁の間に羅馬は固圍たる統治権を有したとは言へない。然し少くともハドリアヌス帝の城壁は第三世紀後と雖も尙ほ其の目的の用をな

し、羅馬の文化は之より南部には安らかに護られてゐた。^⑫

以上は主として軍事的方面に就て述べたのであるが、羅馬がブリテンを征服したのは、只に劍の方面に於てばかりではない。彼等がブリテンを征服するや、直ちに都市政策を行ひ、文化の發展に貢献したことは事實である。例へば當時首府なりしかマロズヌム(Camalodunum 近代都市のホルチェスター)は、クラウヂウスが之を占領するや、彼の老功なる兵士等が入りて之に羅馬の組織と羅馬の市民權とを附與した。其の他羅馬に關係深き都市は少くない。即ちエボラクム(Eboracum 近代のヨーク)はローマンブリテンの軍事的首都であり、三〇六年にコンスタンチヌス大帝が即位した所である。^⑬又最も繁華なりし商業都市は、リンデニウム(Lindinium)であつて現今の倫敦である。その他 Lindum (Lincoln); Grewum (Gloucester); Sulis (Bath); Isca (Caerleon); Deva (Chester) 及び Verulamium (St. Albans) 等は何れも羅馬のブリテン統治時代に重要なりし地點にして、其の都市の起源を其

の時代に發し、伊太利の市制(Urban constitution)をとり入れたものである。¹¹⁾

尙ほ羅馬の軍用道路の施設は著しく發達して居つた。

殊にハドリヤヌス帝時代の軍用道路は驚異に値するものであつた。但しウェールズ地方は例外で、只「*Isca*」から「*Isium*」及び「*Dava*」から「*Mona*」に渡るもの位であつたが、

其の他は島内至る所に開通して居つた。之等の道路の主要目的は言ふまでもなく軍事にあつたが、一面交易の用をも爲したのであつて、實にリンデニウムは地理上よりして其の中心地をなすに至つたのである。¹²⁾

斯くの如くブリテンが羅馬に占領されて、都市が發達し道路が開かれると共に、殊に南部地方は平和のために農業、牧畜、鑛業等が妨げられずに大なる發達をなした。特にはライン地方に穀物の輸出をもなすに至り、甚だ富裕となつて來た。¹³⁾之よりしてブリテンに商業交易が盛となつて來た事も亦事實である。現にリンデニウムの廢墟から發見される「*カップ*」、或は網の如く通ぜる道路の遺跡は其の一例證である。¹⁴⁾

註1) Holmes; op. cit. p. 369. Mommsen; op. cit. pp. 173—174.

2) Mommsen; op. cit. p. 171.

3) Hodgkin. 11; The Political history of England. pp. 29—30.

4) プラウティウスはクラウティウスに依り決行されたるブリテン遠征隊の指揮官にして、恐らくは結婚に依るものと思はれるが、クラウティウスの親戚であつた。而して甚だ高位の元老院議員であつた。

5) Mommsen; op. cit. pp. 176—177.

6) 第十四軍團は「*Vindobanum*」近くの「*フブアン*」河と「*セザーン*」河の合流地に、第二軍團は「*Isca*」に、而して第二十軍團は「*Dava*」に設置された。

7) Mommsen; op. cit. pp. 177—178.

8) Mommsen; op. cit. pp. 181—182.

9) Hodgkin; op. cit. p. 44.

10) Mommsen; op. cit. p. 183.

11) Hodgkin; op. cit. pp. 47—48.

12) Mommsen; op. cit. p. 186.

13) Hodgkin; op. cit. p. 46.

14) Mommsen; op. cit. p. 187; Hodgkin; op. cit. p. 58

15) Hodgkin; op. cit. p. 58.

16) Mommsen ; op. cit. p. 139 ; p. 176.

18) Hodgkin ; op. cit. pp. 63—67.

19) Sherman ; op. cit. p. 346. Mommsen ; op. cit. pp. 192—193.

20) Mommsen ; op. cit. p. 192 ; Sherman ; op. cit. p. 346.

21) 22) Mommsen ; op. cit. p. 192 ; p. 194.

第三項 ブリテンの羅馬化と羅馬法の影響

以上述べ來つた如き状況の下に、ブリテン人は著しく羅馬化した。即ち伊太利より入りたる言語及び風習は、實に驚く可き發達と普及とを見たのである。既に第一世紀の終りに近づくや、貴族は羅甸の言葉を用ひ羅甸の服裝をなすに至つた。又ブリテンの神々も羅馬の神々と同様に取扱はれた。一方青年達の高等教育は、ガリヤに於ける制度組織を模倣して次第にブリテンに擴張し普及された。アグリコラの行政中の成功として特筆す可きは、羅馬人の家庭教師をブリテンの主要なる家庭に入り込ませるやうにしたことである。而して又ハドリアヌス帝の時代には、ガリヤの教師が多く入るやうになつた。之等の教師は希臘語をも將來したが、何と言つても羅甸語を第

一としたことは言うまでもない。若しもウェールズとカーバーランドとを除く近代英國に、古來の土著語が根絶されてゐるとするならば、それはアングルス族又はサクソン族の移住のためと言うよりは、羅馬の言葉が普及した爲であると云ふ可きだ。^①而して第二三世紀の頃には基督教に改宗する者もありて、基督教は此の島に於ても羅馬帝國の他の領土と同様勢力を有するやうになつた。^②斯くの如くブリテンの羅馬化は著しいものであつたが、斯かる深刻なる羅馬化は主として都市に於て、あつた。即ちグリーンは『羅馬人に征服されたブリテン人が完全に羅馬化したのは只都市に於てのみであり、羅甸語を日用語とせしは都市の住民及び市外の富裕なる地主に限られてゐたらしい』^③と言つてゐる。然し全體として觀察するならば、ブリテンの部族(Tribes)は羅馬の支配下に入るや否や直ち解消して羅馬化し、其の社會組織も全く羅馬のそれの如くなつたのは事實である。斯の如き事情より考察して、ブリテンの羅馬化が淺薄皮相な一時的現象でなかつたと云ふ事は斷定出来る。尙ほ此の事はモムゼ

ンが有名なる一言を以て確證してゐるところである。即ち『ブリテンは羅馬を見捨てざりしも、羅馬はブリテンを見捨てたり』(It was not Britain that gave up Rome, but Rome that gave up Britain)^⑤

以上に述べし如きブリテンの顯著なる羅馬化を觀れば此の島にも亦當時既に羅馬法——少くとも羅馬法の思想は餘程入つて居つたに相違ない。殊に第二三世紀には羅馬化せるガリヤの教育制度並に其の思潮が滔々として流入し、宗教に於ても基督教に改宗する者があり、且つ羅馬の軍隊も多數駐屯したるを以て、羅馬法も亦廣範に輸入されて相當の進歩を見たものと推定し得る。更に此の事は、彼の有名な羅馬の法律家ヤヴォレヌス(Javolenus, Consul before A. D. 93)及びウルピアヌス(Ulpianus, died A. D. 228)がブリテンに起つた事件を論じた著作に依つて證明される。而して之を確證するものは、著名なる羅馬の法律家の一團が實にブリテンに渡來して居つたことである。即ちエボラクムは三年間羅馬の最高裁判所の所在地であつた。此の裁判所は、彼の羅馬の大法律

家パピニアヌス(Papinianus, died A. D. 212)を首席判事とし、又有名なるウルピアヌス及びパウルス(Paulus, died after A. D. 222)とを陪席判事としてゐた。^⑥斯る懸異に値する裁判所が存在して居つたことは、ブリテンに羅馬法を輸入した事を證して餘りあるものである。

^⑤ Mommsen; op. cit. pp. 193—194.

^⑥ Hodgkin; op. cit. p. 76.

^⑦ Green, J. R.; A short history of English People, p. 6

4) 5) Mommsen; op. cit. p. 191; p. 194.

6) Sherman; op. cit. p. 246 ヤヴォレヌスは又プラウティウス(Plautius)等の事業に關しても記述するところがあつた。

7) パピニアヌスはセヴェルス帝と共にブリテンに來り、紀元二百十年にエボラクムに於て發布せられたるセヴェルス帝の法律を起草したるものと推定される。

8) Sherman; op. cit. p. 246.

第二節 アンゲロサクソン時代

(紀元五世紀より一〇六六年迄)

ローマンブリテンが如何に羅馬化し、其の法律も亦羅馬法の影響を受けて居つたかは前節に述べた所である。

然しゲルマン蠻族が伊太利侵入をなすに當り、之が防禦の必要上、羅馬は四百十年頃^①ブリテンの駐屯軍を引き上げた。斯くて庇護を失つたブリテンは、北方のピクト人西方のアイラン島の侵掠者(當時スコット人)及び疾くから英吉利海峡に奪掠を試みて居つた恐る可き海賊の輩、之等一群の侵害を蒙ることゝなつた。此處に於てブリテンの統治者達は、野蠻人をして野蠻人と相對立せしめると云ふ政策をとつた。即ち東海岸を荒してゐた海賊の一團を、土地と報酬との約束に依つて懐柔し、之を以てピクト人等に對抗せしめた。其の結果四四九年に *Æthelfrith* 及び *Ingosa* を其の首領とする勇士の一隊がユトランドからやつて來た。^②然し之が、抑々ブリテン統治者達にとりて失敗の基をなすのであつて、後世所謂アングロサクソンと稱する民族に侵略さるゝことゝなつた。而して此の侵略程酷にして且つ完全なものは他の羅馬領には見られなかつた。それ程にブリテンを破壊し盡したのである。^③ブリテンは第五世紀末(四九三年頃迄)には全くアングロサクソンの領有する所となり、羅馬の表面的勢力は之が

爲に斥けられた。^④アングロサクソン侵入當初の島民の政治上、社會上の組織は、瞥見する所に依ると、彼等が屬してゐたゲルマン民族のそれであつて、其の法律も全くゲルマン法に屬するものであつた。^⑤

アングロサクソン族侵入に依つて、ブリテンに於ける羅馬文化の破壊された程度に就いて二つの説がある。即ちグリーン一派の如く極端なる破壊説と、スペンス(Spence; *Equitable Jurisdiction* vol. I.)の如くアングロサクソンはブリテンを破壊したるも、彼等と雖も折角侵略したる以上、より良き生活を得んが爲に或る程度迄其の文化並に住民を保護したと云ふ中庸説との二説がある。然し、何れが真なるかは今此處に敢て決定する必要は無い。

此のゲルマン風のアングロサクソン人が、如何にして羅馬化し、其の法律も亦羅馬法の影響を受くるに至つたかは、實に基督教の方に依るものである。故に先づアングロサクソン民族の基督教化に就て述べる事とする。

註) 此の年代に就ては異説がある。グリーンは四一〇年と言

ひ、ホザキンは四〇九年なりとし、シャーマンは四五五年と述べてゐる。恐らくは四〇九年が正當ならんと思はれる。

2) 3) Green; op. cit. pp. 6—7; pp. 8—9.

4) Stannan; op. cit. p. 347.

5) Green; op. cit. p. 2. p. 4.

第一項 アングロサクソン族の基督教

改宗と羅馬法

アングロサクソン族は北獨逸方面に居つた蠻族で、勿論基督教徒では無かつた。然し彼等と雖も教化し難い程に兇暴でなかつた事は、大グレゴリー(Pope Gregory I)が羅馬の市場に於てアングロサクソンの若者達を見て、Angels の様だと云つた挿話^①のうちに伺はれる。而してケント州の王エセルバート(Aethelbert)が第六世紀末(但五九七年以前)に至上權を獲得した事は、アングロサクソンの侵略に依つて中絶された歐洲大陸とブリテン島との交通を再興したと云ふ特徴を有するものである。何故なればエセルバート王は、バリーに居りしフランクの王女ベルタ(Bertha)と結婚し、ケントとガリヤとの新し

い結合をなさしめたからである。而かも此の王女ベルタは、其のフランクの同族と等しく基督教徒であつた。その爲に、基督教の僧正がガリヤからベルタに従つてケント王國の君主在住の都カンタベリーにやつて來た。更にベルタの結婚は時機が良かつた。何故なれば、當時の羅馬法王は實に大グレゴリーであつたからである。法王は直ちに此の好機をとらへて、ガリヤの支配者達と熟議の上、羅馬のアボツトたるアウグスティヌス(St. Augustine)を多くの僧の長として英吉利人に福音を傳へるやうに五九六年に派遣した^②。彼と彼の同僚との努力に依つて、アングロサクソン人は邪教を捨て、基督教徒となつた^④。而して英國最古の王城たるカンタベリーは羅匈勢力の中心地となり、羅馬の言葉は再びブリテンの一用語となつた。然かのみならず、アウグスティヌス等の上陸は、以前 Anglo-Saxons 等の侵入に依り全く斷絶されたガリヤ地方との連絡を更新し、曾て侵略者の劍の前に逃れ去つた文化、藝術、學問等は基督教の信仰と共に再び歸來した。又法律の方面に於ては、之等基督教僧侶の著後間もなく法典

編纂の要求がなされるやうになつた。而して法律が成文化されるに至つた事實は、基督教僧侶の感化に由つたものである。^⑤

以上は主としてブリテン島南部の基督教化に就いて述べたのであるが、基督教化したのは只に南部のみでは無かつた。ノーサンブリヤに於ても、大なる統治權を有するに至るEadwine王(617—633)はケントの王妹と結婚をなすに至つた。此のケントから迎へられた王后と共に、アウグスティヌスの従屬者の一人なるパウリヌス(Paulinus)が來て、此の地方にも基督教が將來された。^⑥其の後、既に改宗して居つたアイルランドからオスワルド(Oswald 634—642)が來て此の國の王となるに及び、更に深く教化されるに至つた。^⑦然しノーサンブリヤの基督教會は廳て論争の爲に分裂した。其の論争點は六六四年に Wincby の宗教會議で決定され、其の後此の教會は直接羅馬教會に服屬することゝなつた。此處に於て羅馬は、ブリテンを安全に其の管轄下に置く爲に、六六九年にテオドル(Theodore 669—690)をカンタベリーの大僧正として派

遣した。彼に依つて今は見るが如き英國の教會は其の外形が整へられたのである。^⑧

偕て宗教と法律とは密接な關係を持つてゐるものである。殊に古代に於ては、多くの國の法律と神學とは一般に酷似してゐるものであつて、法律と宗教とは結合してゐるか又は密接なる關係にあるものである。^⑨今此處に、英國の宣教師の一行が異教徒の國に布教に行くと假定してみる。彼等は假令英法に關する簡單な試験に解答を與へることが出來ないとしても、尙幾多の英法思想を彼等自身と共に異教徒の國に必ずや持つて行くであらう。例へば、彼等は假令遺言に關して英法が何名の證人を必要條件とするか、或は結婚に由りて無効となること等を知らなくとも、遺言狀を作成する事が出來、又其の遺言狀が效果あることを知つてゐる。更に又殺害に關して法律上の解釋を與へる事が出來なくとも、英國に於ては殺人遂行者は死刑を宣告さるゝ事を彼等は知つてゐる。^⑩故に宣教師は己が法律思想を其の布教の地に多く紹介するものである。之と同じ理を以て、羅馬教會は英國の至る所

に古代文化と共に羅馬の法律及び法律思想を普及せしめた。然し其の普及たるや勿論通俗化せる形態に於てであつた。^⑩

斯く基督教僧侶に依り羅馬法が普及せしめられたのは事實であつた。然し之が一助となつた當時の基督教僧侶の地位と特權と生活狀況とは見逃すことが出来ない。即ち僧侶は一般に學術技藝に長じ、且つ法律學は僧侶の必須事項であつたから羅馬法に精通して居つた。而して遺言・賣買・贈與等の法律行爲に關しての文書の作成は、主として僧侶の手に依つてなされた。而かも學藝に關する事項は總べ僧侶の干與する所であり、殊に教育は専ら僧侶の掌る所であつた。一方僧侶に限つて辯護士又は法律顧問となる事を許されてゐたし、又裁判長は必ず僧侶であつた。此の特權に加ふるに、彼等は更に大なる特權を有して居つた。即ち僧侶が樞密顧問(council)に列せられると云ふことは、アングロサクソン時代よりノルマン時代にかけての通例であつた。然るに立法は樞密顧問が參與せし故に、立法の大なる部分は高位の僧侶の手に依つて

行はれた。アングロサクソン時代の法律にして、文書に残つてゐるものは殆ど總べて僧侶の手に成つたと云つても良い。^⑪ 然るに上述の如く僧侶は羅馬法に精通せしが爲其の立法には羅馬法又は其の精神が織込まれてゐると推定することが出来る。之實に僧侶に依つて羅馬法が普及せしめらるゝこととなつたのである。

上述の如く、基督教僧侶に依り羅馬法精神が普及せしめられたると同時に、一方英國民が基督教徒となることに依つて羅馬法を吸收するやうになつた。即ち基督教徒となることは或る意味に於て羅馬人となることである。^⑫ 事實に於て、英國は其の文化を全然創造したのではなく既に古代世界に於て完成された結果を繼承したのである。而して法律に於ても亦古代世界(羅馬)から法律的文獻、例へば讓渡證書とか遺言狀等を譲り受けたのであつて、之等は基督教と共に入つて來たのである。實にエセルバート時代以後、英法は羅馬法がカソリック教會の體系の中に働いて居つただけの影響を受けて居つた。^⑬

アングロサクソンの基督教化に依つて、羅馬法の影響

が英國に及んだ事は上述せし所に依り明白である。然るに獨逸の學者は、兎角アングロサクソンの判決例 (dooms) をば、純粹のゲルマン法的の所産であると主張しがちである。然し此の判決例と雖も、既に羅馬文化の傳統的影響の下にあつたことは事實である。斯くて英國に於ては假令當時羅馬法の法典其のものは繼承されないとしても、羅馬法と密接の關係にあるカソリック教會の力に依つて、其の法律は大いに改良され且つ羅馬法化された。此のことは、彼等が既に遺言状を作成したと云ふ事に依りても十分證明されるものである。然らば次に、之が例證ともなる可き當時の立法に就いて述べざる必要がある。

註) 年少の司祭であつたグレゴリーが、羅馬の市場に括ぐられた二三の少年の見目良き容貌を見て「何處から此の奴隷は來たのか」と奴隸商に問ふた。すると奴隸商は「Angle」と答へた。之に對しグレゴリーは「若し彼等が基督教徒であらば Angle ではなくして Angel だ」と言つた。(Green; op. cit. p. 18; Hodgkin; op. cit. pp. 114—115)

- 2) 四十名の僧侶なりと云ふ (Hodgkin; op. cit. p. 118)
3) Green; op. cit. pp. 17—18.

英國と羅馬法 (上)

- 4) Sherman; op. cit. p. 247.
5) 6) 7) 8) Green; op. cit. p. 19; p. 21; p. 28; pp. 29—30.
9) Bryce; op. cit. Vol. II. pp. 210—211.
10) Maitland; The constitutional history of England pp. 5—6; Maitland; Collected Papers; p. 420.
11) Maitland; op. cit. Constitutional hist. p. 6.
12) Spence; Equitable Jurisdiction. Vol. I. pp. 12—13
13) Pollock & Maitland; The history of English Law. Vol. I. pp. 34—35.
14) Maitland; Collected Papers. p. 429.
15) Maitland; Collected Papers. pp. 429—430.
16) Maitland; Constitutional history. p. 5.

第二項 アングロサクソン時代の立法

現代に傳はる最も古き英國の法律は、ケントの王エセルバート(五六〇—六一六)の法律である。此の法律は、彼が聖アウグスティヌスに依つて基督教に改宗してから國內の基督教徒の希望と相待つて立法され且つ發布されたものである。其の時代はアウグスティヌス布教の時代紀元六百年頃のことにして、其の形式は羅馬のそれに倣つた(juxta exempla Romanorum)ものである。王はユ

第十八卷 第四號 七三三

スチニヤヌス帝の法典編纂に就いても確かに聞知する所があつたので、彼は國民の判決例を成文化したのである。^①一體蠻族が羅馬の文化に浴するや、先づ模倣する事は法典編纂である。丁度一世紀前にフランクの Salin 族が其の法律 (lex Salica) を書きあけたのと、アングロサクソンが成文法を作成したのは、全く同一傾向であると見ることが出来る。^②然し大陸にては羅句語を以て書かれたのであるが、英國の最初の法律は自國語即ちアングロサクソン語を以て書かれた。^③此の自國語即ち英語を以て法律を書くこと云ふことはアングロサクソン時代を通じて普通であつた。但し讓渡に關する法律文獻の如きもの、多くは羅句語が一般に使用されてゐたことは言ふまでもない。偕てエセルバートの法律は、僅かに九十條より成り、各條文も至極簡單なもので『拳を以て他人の鼻を打てる者は三シリリング』『眼を打ち毀れたる者は五十シリリングの賠償を得べし』とある。之は外見に於ては原始的な蠻族本來のものであるかの如くに見えるであらうが、決してさうでは無い。^④何故なれば、此の法律は基督教徒

のものであるから、其の法律思想の何處かに羅馬的なものが觀られる。例として其の一條文を引いてみるならば “God's fee and church's, twelve-fold : bishop's fee, eleven-fold : Priest's fee, nine-fold : deacon's fee, six-fold : clerk's fee, three-fold ” とある。之は恐らく教會の法典のあるものを集めて、注意深く訂正したものであらう。故に我々は、此の時代既に新しい力が彼等の法律思想を變更しつゝ、あつた事を推定することが出来る。即ち古代の文化國の影響が此の未開人の法律世界の上にも及んで居つた事を見ることが出来る。^⑤

ケント王國にては、エセルバートの歿後二代の國王の間は別に立法と云ふことも無かつた。其の後六百八十年頃ロテール及びエドリック (Hlothere and Fritic) の共同君主の下に、判決例の集輯がなされた。此の集輯は小部のもので、エセルバート王の犯罪及び刑罰に關する法則に若干の條文を附加したものである。エドリックの王子 Wihthel は六九六年に他の法令集を編纂した。此のものは道德及び宗教に關する犯罪をより多く取扱つてゐる。

之は言ふ迄もなく教會の強き影響の下に編纂されたもので、其の序文は一層明らか之を證明してゐる。其の序文には、此の法律は偉人の會議に依つて制定された。其等偉人の中にはヘルウアルド (Beowulf, Archbishop of Briton) や Gybmund (Bishop of Rochester) を初めとして、其の他教會のあらゆる階級の者が加はつてゐる。と書いてある。⑥之亦、要するにケントの國家と教會との主要人物が立法したものであつて、羅馬法の影響が加はつてゐると觀ることが出来る。

繼つてエセックス (Wessex) 方面を見るに、第七世紀の中葉に西サクソンは基督教に改宗した。其の爲に *The of West x* (688—726) は司教や元老や或は賢人等に諮つて成文法を作つた。此の *He* の法律はケントの國に於ける法律よりも學ぶ可き點が多い。⑦何故なれば、此のものが取扱つてゐる範圍は一層廣大であり、且つ當時の生活狀態を良く反映してゐるからである。例へば此の法律の中には農業に關する條文もありて、當時の農業生活を表示してゐる。⑧然し此處に述べ可きは其の法律が如何にして

立法されたかである。それに依つて此の法律と羅馬法との關係を推測す可きである。*The* の法律は六九三年に發布されたのであるが、其の編纂形式はケントの *Witred* の法律に酷似してゐる。即ち此の法律の序文には、*Healde* (Bishop of Winchester) と *Erconwald* (Bishop of London) との二僧及び顧問官等の會議に依りて制定し且つ其の承認を経たものであり、後更に之を「神の下僕」(Servants of God) の會議に附して公布したものである。⑨と書いてある。故に此の法律も亦、多分に基督教の影響を受けて居り、引いては羅馬法と何等かの交渉があることは推定するに難くない。

Ethelbert of Kent 及び *The of Wessex* の立法に就いて述べた以上は、之等兩者と並んでアルフレッド大王以前の三大立法者と稱せらるゝ *Olea of Mercia* (758—796) に就いても亦一言せねばならぬ。*Mercia* の國が全勢時代に *Olea* が大陸のチャールス大帝の法令集 (*Capitulare*) に倣つて成文法を作成したと云ふ事は事實である。然しなから不幸にして此の法律は現代に傳はつてゐない。⑩然し

之は次に述べるアルフレッド大王の法律の中に、エセルバート及びヒゴウの法律と共に多く取り入れられてゐる。^⑪ 此處に注意す可きは、^⑫ 〇が厚き基督教徒であり、教會に對し大いに敬虔であつた事及びチャールス大帝を模倣として法律を作成したと云ふ事である。されば彼の法律も亦、羅馬法の影響を受けて居つたと推定することが出来る。

之等の立法者より其の後の大立法者と稱せらるゝアルフレッド大王に至る迄の時代は、所謂『英國の立法史にとりては大なる空虚の時代であつた』^⑬ 然し此の時代は、宗教或は學藝の歴史にとつては決して暗黒なる時代では無く、殊にノーサンブリヤの黄金時代^⑭、暫時ではあつたが、實に英國のみならず世界の文化の中心であつた。^⑮ 而して其の間に於ける英國の法律或は法律組織の性質は前代のものと大差が無かつた。^⑯ 一方此の間に、英國は次第に統一の機運に向ひ、八二七年にはAnglesとSaxonsとの連合王國は“Angle-land”(England)の名稱が附せられ、エセックスの王エグバート(Egbert 828—839)が之を

統治する事となり、^⑰ 之より代々ウェストサクソン王家の統治する所となつた。

斯る時代に出で、王位を續いだのがアルフレッド大王（八七一—九〇一）であつた。王の立法が如何なる性質のものであつたかは、先づ彼の境遇を少しく述べる必要がある。王の母后は頗る宗教心に富める婦人であつたし、又王自身は二度も羅馬を訪れて、法王レオから塗油の式を行はれ、其の教子(Pope)となつた。法王は王に、羅馬のコンスルに准ずるためコンスルの衣服、徽章、帶をまとはしめた。^⑱ 又アルフレッドは自ら文學に志し、外國文學を多く翻譯すると同時に、外國、殊にフランクの學者を招聘して學問の振興を計つた。^⑲ 斯くの如き彼が八九〇年頃に制定した法律が基督教の影響を受けたるは當然のことである。即ち其の法律の中に『我等が神、基督は此の世に法律を破らんが爲に降誕したのではなく、其を充たさんがために又更に善事を以て増さんがために降誕せられた』と傳道の精神に就いて論及した部分がある。^⑳ アルフレッド大王は、自分の法律はEinlebert; The及び

○此の三大立法者の法律以外は殆ど何も加へない、と言つてゐる。事實は、時代の経過と共に新しい法律が、幾分加へられてはゐるが、尙ほ其の精髓は依然として舊來のまゝである。²¹⁾それ故に彼の法律も亦フランクの法律に似た所がある。²²⁾實にアルフレッド大王は、三立法者の法律の中から最も適當なものと思はるゝものを編纂したのである。而して大王が附加した立法の大部分は、主として犯罪に對して賠償す可き額についての税則であつた。之等の事實と、彼が大陸の學問を英國に輸入せんと望んだ事とを合せ考ふるならば、彼の立法の精神は羅馬の大なる影響を受けて居つた事が判明する。²³⁾

先にアルフレッド大王を大立法者と言つたが、實は大王のみが大なる立法をなしたのでは無い。大王の法律はウエストサクソン王家累代の英國王に依つて作成されたる、一種の法令集とも見る可き一大法律體系の最初の部分なすものである。即ちアルフレッド大王の法律に初つて、エドワード(Edward the Elder 901—925)エセルスタン(Ethelstan 925—940)エドムント(Edmund 940—

946)等及びエドガー(Edgar 958—975)等が、各々其の時代の賢人と相諮つて一つの大きな精通せる法律體系を作つたのである。平和を維持するため、古來の法律を一層嚴にし、或は新法則を附加したのである。此の法令集は第十世紀初頭より其の末に及び、其の後ハエセルレド二世(Ethelred II, 978—1016)の法律に繼續されて第十一世紀に及んでゐる。²⁴⁾而して此の一大法律體系の性質は如何と云ふに、之はチャールス大帝のフランクに於ける法令集、並にカロリング王家後期の法律に酷似してゐる。而してチャールス大帝は羅馬帝國を復活せしめたる君主にして、羅馬法又は其の精神をチュートン族の其れに利用せんとした者である。²⁵⁾以てウエストサクソン王家累代の法律體系の性質を察知し得る。

エセルレド王は人民に向つて、平和を保持するやう又犯罪をせぬやうにと哀願せねばならなかつた。何故なれば、彼には人民を支配する勢力も、刑罰を加へる権力もなかつたからである。さればこそデーン人に荒掠され且つは征服されて其の王家は繼絶したのである。²⁶⁾而して

此處にカヌート王(Cnut, as king of Eng. 1016—1035)がデンマルクと英國とを兼ね治める事となつた。カヌート王は第十一世紀に於ける最大の立法者であつた。王は羅馬を訪れて皇帝コンラッド二世が法王から加冠せらるゝ式にも列席したことがある。コンラッド二世は後(一〇三八)羅馬法を復活せしめた皇帝である。然しカヌート王が、立法に就きて學びしは實に英國内にして、アフレッドのなせし形式を模倣したのである。王は多くの法律を公布したが、それ等は既に制定されてあつたものを改めて發布し施行したのである。即ちエセルレッド王が口に出して只斯くあれかしと望んだだけのものを、法律として強行し適用したのである。然し社會狀況、經濟狀態、政治組織の變化したるが爲に、未だ嘗つて制定されざりし新法律も幾分加へられてゐたことと言ふまでもない。²⁸⁾

カヌート王の後繼者達は勇と智とに於てカヌートに及ばざりし爲、アングロサクソン王家の復位となり、エドワード懺悔王(Edward the Confessor. 1042—66)が即位し

た。王は十歳から四十歳迄の三十年間(一〇一三—一〇四二)を大陸で過した爲に必然的に羅馬の感化を受けて居つた。王の、外國人殊にノルマン人に對する偏愛は人の良く知る所である。彼が英國に歸る少し前に大陸に、羅馬法が復活したことは特筆に値する。彼は後世、聖者(Saint)と云ふ稱號を受けたのは或は適當かも知れぬが、大立法者と呼ばれたのは全然虚構なる稱號を與へたこととなつた。後世の君主達は、エドワードが建立した聖堂(Ministerio)に、各々がエドワードの法律を遵守す可き事を誓つた。²⁹⁾然し事實に於て決して立法者では無かつた。若し彼が立法し、或は既に存在してゐた法律を良く施行したならば、ノルマンコンケストは成功しなかつた筈である。然し又ノルマンコンケストが無かつたならば、エドワードは決して無稽の榮光をばかち得られなかつたであらう。然るにノルマンの英國征服ありし爲に、人民はエドワードをば最後の英國人の王として追懷し、且つノルマン歴代の諸王の桎梏に惱みし爲、聖エドワード時代を追慕し當時の法律を追求したのである。即ち未だノルマンから

征服されざりし時代の英國に施行されてゐた法律を求めたのである。^⑩之等の事實よりして、エドワードは決して大立法者で無かつたと共に、其の時代は、會つて羅馬法の影響を受けて立法された法律が施行されて居つた事が判明する。

以上述べ來りたる立法状態に依つて、アングロサクソン時代の法律は何れも、羅馬法を模範とし若しくは羅馬法の精神を參酌して作成したもので、少からず羅馬法の影響を受けてゐた事が判る。而して之は、英國が基督教に改宗したる結果に負ふ所大なるは言ふまでもない。

註1) Pollock & Maitland; op. cit. p. 11.

2) Maitland; Collected papers; p. 419.

3) 彼等が自國語を以て法律を書いたことは、只に英國に於てのみならず、チエントン族全體を通じて自國語を以て法律を書いた最初のものであつた。

4) Maitland; Constitutional hist. pp. 1—2.

5) Maitland; Collected Papers, p. 450.

6) Hodgkin; op. cit. pp. 218—219.

7) Maitland; Collected Papers, p. 421.

8) 詳細は Hodgkin; op. cit. pp. 220—223 に在り。

9) Hodgkin; op. cit. p. 219.

10) Pollock & Maitland; op. cit. p. 20.

11) Maitland; Constitutional hist. p. 2.

12) Hodgkin; op. cit. p. 252.

13) Maitland; Collected Papers, p. 421.

14) Eadbert (737—758) が王であつた時代にして、宗教史の著者として有名な Bede も此の時代であつた。

15) Maitland; Collected Papers, p. 421.

16) Maitland; Constitutional hist. p. 2

17) Sherman; op. cit. p. 248.

18) Hodgkin; op. cit. pp. 272—273.

19) Green; op. cit. pp. 51—52.

20) Hodgkin; op. cit. p. 299.

21) Maitland; Collected Papers, p. 422.

22) Stubbs, W.; Constitutional history of England, Vol. I. p. 223.

23) Sherman; op. cit. p. 248.

24) Maitland; Constitutional hist. pp. 2—3, Collected papers pp. 422—423.

25) Stubbs; op. cit. p. 223.

26) Maitland; Collected papers, p. 423.

27) Pollock & Maitland; op. cit. p. 20; p. 23.

28) Maitland; Collected papers, p. 423.

- 29) Sherman; op. cit. p. 249.
30) William the Conqueror; Henry I; Stephen; etc (Pollock & Maitland; op. cit. p. 88; p. 93; p. 96)
31) ハノルドを最後の英人君主とす可きも、彼は篡奪者なるが故 論ずるに足らぬ。
32) Maitland; Constitutional hist., p. 8 Collected Papers, pp. 423—424. (未完)